

子どもの権利ノート

～大切なあなたへ～

知ってほしい「子どもの権利条約」～



令和3年4月

千葉県

①

子どもたちへ伝えたいこと

あなたは、かけがえのない人間として誕生しました。

そして、一人一人が、その人らしく幸せに生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭・学校・地域で安全に安心して生活する権利をもっています。

このノートは、あなたも持っている大切な権利について知ってもらうために作成しました。

私たち大人は、あなたが、いつでも、どこでも、どんな状況でも、安全にくらしながら、希望をもって成長していくことを願っています。

☆これは、あなたのものです。時々、開いて見てください。

あなたの力になれるとうれしいです。



②

「子どもの権利条約」って聞いたことありますか？

世界中の全ての子どもたちがもっている権利についてまとめた条約です。

この条約では、子どもにも大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を定めています。

私（子ども）たちには、どんな権利があるの？

この条約は、大きく分けて、次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

③

生きる権利

命が守られ、安全に安心して暮らせること

病気の時に、病院等で手当てを受けることができること。



育つ権利

- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること



④

守られる権利

一人ひとりのちがいをみとめ、ありのままの自分が大切にされること

虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること

つらく困ったときには、安心して相談できること

体や心が傷ついたとき、回復するまで手当てをしてもらえること



⑤

参加する権利

自分の意見を大切に受け止められること

みんなで話し合っ決めて決めること

考えや感じたことを自由に表現できること

仲間と社会の活動に参加できること

社会の一員として、子どもの立場で意見を言えること



⑥

自分が大切にされていないと感じ、つらく悲しい時には・・・

☆友だちや近くの大人に相談してみましよう。

(たとえば)

家族、学校や習い事の先生、地域の人など、相談しやすい人に話をしてみてください。

大切な、あなたが困っているとき、話を聞いてくれ、一緒に考えてくれる友だち大人は必ず近くにいます。

あなたは一人ではありません。
あきらめないでください。



⑦

困った時には電話でも相談できるよ

- ◆子どもと親のサポートセンター
0120-415-446
- ◆24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
- ◆ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)
0120-783-497
- ◆子ども人権110番
0120-007-110
- ◆千葉いのちの電話
043-227-3900
- ◆チャイルドライン千葉
0120-99-7777
- ◆よりそいホットライン
0120-279-338
- ◆児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いち はやく)
- ◆千葉県弁護士会子どもの専門相談
043-306-3851 (初回30分無料)



なまえ (名前)

⑧

「子どもの権利条約」 条文

「子どもの権利条約」にはどんなことが書かれているのかみてみましょう。

（子どもの権利条約にほん 日本ユニセフ協会抄訳より）



第1条 (子どもの定義)

18歳になっていない人を子どもとします。



①

第2条 (差別の禁止)

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条 (子どもにもっともよいことを)

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

②

第6条 (生きる権利・育つ権利)

すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもっています。

第12条 (意見を表す権利)

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じてじゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 (表現の自由)

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



③

第14条 (思想・良心・宗教の自由)

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第16条 (プライバシー・名誉は守られる)

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



④

第18条 (子どもの養育はまずは親の責任)

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 (暴力などからの保護)

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



⑤

第23条 (障がいのある子ども)

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第28条 (教育を受ける権利)

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

⑥

第31条 (休み、遊ぶ権利)

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。



第34条 (性的搾取からの保護)

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

⑦

※もっとたくさんの「子どもの権利」があります。他にどんな権利があるのか、条文を調べてみましょう。

◎公益財団法人 日本ユニセフ協会
【子どもと先生の広場：子どもの権利条約】
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>



チーバくん

◎公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
「子どもの権利条約について」
https://www.savechildren.or.jp/about_sc/kodomo_kenri/index.html

⑧